

浅越最終処分場No.1活性炭吸着塔活性炭入替業務委託

仕 様 書

令和 8 年度

岡山市 環境局 環境施設課

第 1 章 一 般 事 項

第 1 節 総則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は、基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、岡山市監督員（以下「監督員」と言う。）と協議のうえ受注者の責任において実施し、誠実に施工すること。

1. 1. 2 (疑義)

現場説明書、本仕様書、図面等（以下「設計図書」という。）に明示のない場合または疑いを生じた場合は、監督員と協議しその指示に従うこと。

1. 1. 3 (法令、条例等の適用)

本業務施工に係る法令、条例等はこれを遵守しなければならない。

1. 1. 4 (官公署その他への手続き)

必要な届出、手続等はあらかじめ監督員に係る書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したもの以外はすべて受注者の負担とする。

1. 1. 5 (損傷部補修)

本業務施工に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

1. 1. 6 (資格必要作業)

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が施工すること。また監督員が指示した場合は、資格保有者である旨の証書の写等を提出すること。

1. 1. 7 (提出書類)

受託者は、岡山市契約規則等に定める次の書類を速やかに提出すること。また提出書類の内容を変更する必要がある場合は、速やかに変更届を提出すること。

1. 契約締結時に提出する書類

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 課税事業者届出書 | 1 部 |
| (2) 契約書 | 2 部 |

2. 修繕業務の着手前に提出する書類

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 業務責任者届 | 1 部 |
| (2) 工程表（委託作業表） | 1 部 |
| (3) 委託業務着手届 | 1 部 |
| (4) 下請負届出書（下請負を行う場合） | 1 部 |

3. 修繕業務の履行期間中に提出する書類

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 活性炭納入仕様書（検査成績書） | 1 部 |
| 活性炭の発注前に活性炭仕様について監督員の承諾を得ること。 | |
| (2) 計量証明書 | 1 部 |

3. 修繕業務の完了後に提出する書類

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 委託写真帳（着手前・作業中・完了時／カラー） | 1 部 |
| (2) 委託業務報告書 | 1 部 |
| 活性炭吸着塔内部ほか点検結果、及び試運転結果等 | |
| (3) 委託業務完了通知書 | 1 部 |

4. その他監督員の指示するもの

第2節 現場管理

1. 2. 1 (施工管理)

業務責任者は業務施工の場所に常駐し、工程及び現場管理等を適切に行うこと。
また、工程等は事前に監督員と協議し、決定すること。

1. 2. 2 (災害防止等)

本業務施工に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して施工すること。また、業務施工については、施設の運転管理等に支障を与えることのないよう監督員と事前に打合せ等を行い施工すること。

1. 2. 3 (別契約の関連作業)

別契約の関連作業〔修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、施設の運転管理等も含め、全体の円滑な進捗を図ること。

1. 2. 4 (臨機の処置)

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 5 (電力等)

本業務及び検査に必要な電力、用水は、原則として市が支給するが、使用に際しては監督員の指示により使用し、施設の運転管理等に支障を与えることのないよう十分注意しなければならない。

1. 2. 6 (材料検査等)

本業務に使用する材料類は、新品および一部指定するものとし、種別ごとに監督員の検査を受けた物を使用すること。ただし、軽易な材料類については、監督員の承諾を受けて省略することができる。

また、受注者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

1. 2. 7 (養生その他)

既存部分、施工済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。なお、施工期間中は、現場の整理・整頓に努め適正な作業環境を保持すること。

1. 2. 8 (あと片付け)

業務完了に際しては、当該に関連する部分のあと片付け及び清掃を行うこと。

1. 2. 9 (発生材の処理)

発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。

2 発生材のうち、特記により再生資源の利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。

3 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い、適切に処理し、監督員に報告すること。
なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記による。

1. 2. 10 (検査)

本業務施工は、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承諾を得た後に、次の工程に移行すること。

また、完了後、受注者は本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

第 2 章 特 記 事 項

第1節 概要

2. 1. 1 (業務概要)

本業務は、浅越最終処分場のNo.1活性炭吸着塔の活性炭を入替ることにより、施設の本来の機能を発揮させ、運転管理を安定的に維持するためにおこなうものである。

2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は、次のとおりとする。施工に当っては、監督員と事前に打合せを行い、監督員の指示に従い施工すること。

1. 活性炭入替業務 1 式

(1) 業務内容

a) 使用済炭の抜取・梱包・場内運搬、活性炭（新炭）の搬入・充填

- ・活性炭吸着塔より使用済炭を抜き取りし、活性炭（新炭）を充填すること。作業にあたっては、廃水等が水処理施設外に流出しないよう作業場所の検討、必要な養生等をおこなうこと。

活性炭（使用済）抜取 2,865L

活性炭（新炭）充填 2,865L

充填密度0.54g/mL(※)として、 $2,865\text{L} \times 0.54\text{g/mL} = 1,547\text{kg}$

(※)令和4年度No.2活性炭の実績値。現物の比重により重量変動するため、工場出荷前に分析を行い、必要量 (2,865L) を納入すること。

使用済炭の梱包・場内運搬

使用済炭は別途契約の産業廃棄物収集運搬業務委託にて搬出を行う予定である。よって、抜き取りした使用済炭は、通水性のあるフレコンバッグ等で水切りを行った後に、収集運搬中に廃水が漏れないよう内袋付きフレコンバッグ等に移し替え、監督員指定の場所に場内運搬を行った後、雨水侵入防止にブルーシート養生を行うこと。

b) 活性炭吸着塔内部点検

- ・使用済炭の抜取り後、吸着塔内部のゴムライニング等を点検した上で状況写真、報告書を作成し、本市に提出すること。

なお、吸着塔内部に異常が発見され修繕が必要と判断された場合は、活性炭（新炭）の充填作業を数日間延期する場合がある。

c) マンホールパッキンの交換

- ・上部、下部のマンホールパッキンを交換すること。

V/#2010(CR)相当品 t3 ID410/OD510/PCD460 φ16*16穴等配 2枚

d) マンホール蓋部分の塗装

- ・マンホール蓋部分等について塗装の剥がれがある場合は、既存と同等以上の塗装補修を行うこと。

e) 機器各部の一般点検及び試運転を行うこと。

(2) 使用部品及び材料

- a) 業務に要した材料数量と設計数量とが相違し、軽微な相違の場合は受託者が負担し、

その他の場合は監督員と協議する。

- b) 納入する活性炭（新炭）は下記仕様以上のものを納入すること。納入前に納入仕様書（検査成績書）を提出し承諾を得ること。納入にあたっては計量証明書を提出すること。

・活性炭標準仕様

ヨウ素吸着性能	1000mg/g以上
メチレンブルー吸着性能	170mL/g以上
充填密度	0.40～0.55g/mL
pH	5.8～8.6
硬度	90%以上
粒度	8～32メッシュ90%以上
乾燥減量	5%以下

(3) 注意事項

- a) 本業務に際しては、第3節「施工」に記載された内容にも注意して施工すること。

第2節 その他

2. 2. 1 （仮設）

(1) 特殊作業車等

特殊作業車（トラッククレーン・ユニック車・高所作業車等）による作業を行う場合は、安全に設置し、常に安全保安維持に努めて有資格者による作業を行うこと。

(2) その他

材料置場等の仮設を設ける場合は、あらかじめ監督員の承諾を受け、その指示に従って施設すること。

2. 2. 2 （完了、引き渡し）

- (1) この業務の目的物の引き渡しは、検査に合格したときとする。ただし、本市は、この業務の目的物の引き渡し前においても、当該目的物の全部または一部を受注者の同意を得て使用できるものとする。

第3節 施工

2. 3. 1 （施工日等の調整）

(1) 施工日等

当該施設は浅越最終処分場の浸出水を処理している施設であるため、設備を長期間停止することが不可能である。よって、通常の運転を妨げない施工日を施設運転状況により検討し施工すること。なお、施設の運転管理は委託しているので、本業務の施工に際しては運転管理業務受託業者とも十分協議すること。

2. 3. 2 （機器の点検調整）

(1) 機器及び部品

別紙設計図書に基づき、部品等の交換を行う。ただし、材質及び精度等特記しないときは、既設品と同等品以上のものを使用すること。

また、整備時に発見した部品交換等が必要な箇所で軽微なものについては、受注者により部品交換を行うこと。

(2) 分解、組立

分解、修理をした機器は、当初の性能を十分満足すること。又、分解箇所は、既設と同等色を補色塗装すること。ただし著しく塗装に損傷がある場合は、監督員と協議を行い塗装を行うこと。

2. 3. 3 (使用材料)

本業務に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものとし、材料検討等により最適な物を選定し、既設品と同等若しくは同等以上の性能を有する新品とする。

2. 3. 4 (使用工具類)

本業務に使用する工具類は、受注者において十分に点検整備したものを使用すること。

2. 3. 5 (場内ホイスト他の使用)

本業務において機器・材料の搬入搬出において、場内ホイスト他を使用する場合は、その都度監督員と打合せを行いその指示に従い必ず使用前点検を実施し、関係法令により有資格者が作業を行うとともに、受注者が責任を持って安全に努めること。

2. 3. 6 (その他)

その他詳細については、その都度監督員と打合せを行いその指示に従うこと。